

国立大学法人大分大学教育学部門における教育学部に係る教員選考規程

平成28年12月28日制定
平成28年規程第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号。以下「選考規程」という。）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第2条第1号に規定する教育学部門における教育学部に係る教員の選考に関し必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 教育学部門における教育学部の教員の配置計画は、国立大学法人大分大学教育学部門人事連絡協議会（以下「協議会」という。）が管理するものとする。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(選考基準)

第3条 教育学部門における教育学部に係る教員の選考に必要な研究業績及び経験年数の基準は、選考規程別表に定めるもののほか、原則として、次のとおりとする。

職位	研究業績	経験年数
教授	著書・学術論文20編程度	大学卒業後17年程度
准教授	著書・学術論文10編程度	大学卒業後7年程度
講師	著書・学術論文5編程度	大学卒業後4年程度
助教	著書・学術論文1編程度	

2 学術論文には、学会等の審査制度（レフェリー制度）を経た論文又は全国的な学術誌若しくは学術書に掲載された論文が、文系にあつては教授5編程度、准教授2編程度、理系にあつては教授7編程度、准教授3編程度を含むものとする。

3 実技系は、相当の社会的評価のある音楽会、展覧会、体育大会等において発表された演奏、作品、競技歴等をもって前二項の研究業績に代えることができるものとし、研究業績及び経験年数の基準については、各専門分野において別に定めることができるものとする。

4 第1項の研究業績には、研究が継続されていることを示す最近3年以内における業績が含まれているものとする。

5 単著の著書及び訳書は、最大限論文3編に相当するとみなすことができるものとする。

6 理系にあつては、原則として、博士の学位を有するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、専攻分野の高度な知識及び実務的な経験を有する者又は人事交流により任用する者については、選考規程別表に定める実務経験、業績等を総合して研究業績に代えることができるものとする。

(選考方法)

第4条 教員の任用は、公募によって行うものとする。ただし、特別の理由があると国立大学法人大分大学教育学部門人事会議（以下「人事会議」という。）が認める場合は、所定の手続を経て、非公募によって行うことができる。

(選定委員会)

第5条 選考規程第6条に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、人事会議において、配置を予定する講座（以下「派遣予定講座」という。）の代表の教員（以下「講座の代表教員」という。）又は附属教育実践総合センター長が選定委員候補者として推薦する5人を審議の上、選出するものとする。

2 選定委員会は、公募要領を作成し、協議会の審議を経て、教育学部門長名義で公募を行うものとする。

3 選定委員会は、公募要領及び第3条の規定により、応募者の中から任用候補者（以下「候補者」という。）を2人又は3人選定し、別に定める様式により教育学部門長に推薦するものとする。

る。

- 4 選定委員会は、前項に規定する候補者を必要数選定できなかった場合は、再公募等の措置を講ずるものとする。
- 5 選定委員会は、特別の理由により、非公募で候補者を選定する必要があると認めるときは、理由を付して教育学部門長に報告するものとする。
- 6 教育学部門長は、前項の報告があったときは、協議会において検討の後、人事会議に付議し、審議の上、非公募による候補者の選定について決定するものとする。
- 7 選定委員会は、人事会議が非公募により候補者を選定することを認めるときは、候補者1人を選定し、別に定める様式により教育学部門長に推薦するものとする。

(昇任の場合の候補者の選考方法)

- 第6条 昇任により教員を任用するときは、昇任を希望する教員が次条の資格審査資料を添えて、小講座の代表教員(附属教育実践総合センターの小講座代表を除く。以下「小講座代表」という。)又は附属教育実践総合センター長に申し出るものとする。
- 2 前項に規定する申出があった場合において、小講座代表又は附属教育実践総合センター長は、小講座の関係会議で検討の上、資格審査を行うことが適当であると認めるときは、第3条に規定する昇任を希望する職位に関する選考基準を満たしていることを明示する書類及び別に定める様式に次条に規定する資格審査資料を添えて、教育学部門長に申し出るものとする。
 - 3 教育学部門長は、小講座代表又は附属教育実践総合センター長から意見聴取を行った上で、協議会において検討の後、人事会議に付議し、審議の上、昇任の候補者を決定するものとする。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、教育学部門長が必要と認める場合には、小講座代表又は附属教育実践総合センター長の代わりに教育学部門長が指名する者をもって充てることができる。

(資格審査資料)

- 第7条 教員の任用に当たり必要な資格審査資料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、教員を昇任により任用する場合は、第1号から第5号まで及び第7号に掲げる資料とする。
- (1) 資格審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 調査書
 - (4) 著書及び論文の実物、別刷等
 - (5) 主要な著書及び論文の要旨
 - (6) 最終学歴証明書又は学位取得証明書
 - (7) その他選定委員会又は教育学部門長が必要と認める次の書類
 - ア 口頭発表等による学会発表の資料
 - イ 作品、記録等の実物、印刷物等
 - ウ イの中で、主要な作品、記録等の要旨

(審査委員会)

- 第8条 講座に配置する教員に係る選考規程第10条に規定する審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 教育学部門長
 - (2) 配置を予定する小講座の教員 3人
 - (3) 派遣予定講座以外の講座及び附属教育実践総合センター主担当の教員 2人
 - (4) その他審査委員会が必要と認める者
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する委員に配置を予定する小講座の教員をもって充てることができない場合であって、その属する講座に他の小講座があるときは、当該他の小講座の教員を充てるものとする。
- 3 附属教育実践総合センターに配置する教員に係る審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 教育学部門長
 - (2) 附属教育実践総合センター長

- (3) 附属教育実践総合センターの小講座の教員 2人
 - (4) 教育学部主担当の教員 2人
 - (5) その他審査委員会が必要と認める者
- 4 審査委員会の委員は、人事会議において、派遣予定講座が審査委員候補者として推薦した者を審議の上、決定するものとする。
 - 5 審査委員会は、候補者の研究能力、教育能力等について審査の上、任用適格者1人を決定し、当該審査結果を人事会議に報告するものとする。
 - 6 選定委員会が選定した候補者の審査は、書類審査及び面接並びに模擬授業又は講演会の実施により行うものとする。
 - 7 非公募によって行う審査は、書類審査及び面接の実施によるものとする。
 - 8 昇任の場合の審査は、書類審査の実施によるものとする。

(雑則)

第9条 この規程の定めるもののほか、教育学部門における教育学部に係る教員の選考に関し必要な事項は、教育学部門長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年教育学部門規程第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年教育学部門規程第1号)

この規程は、令和4年9月14日から施行する。

附 則 (令和5年教育学部門規程第1号)

この規程は、令和5年4月12日から施行する。